

令和6年度
事業計画書

(自) 令和6年4月1日

(至) 令和7年3月31日

社会福祉法人 道真会

令和6年度事業計画書

社会福祉法人 道真会

[法人の理念]

「一人ひとりの幸せを願って」

敬愛・感謝・真心で利用者様と地域社会に尽くします。

- 1) 私たちは、『敬愛』の気持ちを、思いやる心と笑顔で伝えます。
- 2) 私たちは、『感謝』の気持ちで、地域社会に貢献します。
- 3) 私たちは、道真会の一員として、『真心』を尽くします。

上記法人理念に沿って、多様化する地域ニーズに応えるとともに利用者一人ひとりがこころ豊かに、安全で安心ある暮らしができるよう取組みます。

1. 法人を取り巻く事業環境と課題

新型コロナウイルス感染症は、5月から5類感染症となり、依然と比べるとその影響も低下傾向にあるように感じています。但し、ひとたび感染が蔓延すると利用控えや職員の勤務体制にも影響が及び、事業所の休業を余儀なくされるなど法人経営に多大なダメージをもたらす恐れがあります。そういう事態に陥らないためにも、引き続き普段からの感染症対策が重要であり、感染者が発生しても個々の状況に応じた的確な対応を行っていく必要があります。

令和3年度後半から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を起因とし、特に在宅のサービス事業所における稼働率の減少が顕著でありました。令和4年度には、新規のグループホーム開設に係る費用の支出もあり、借入金を除いた資金収支はマイナスに転落しました。令和5年度も物価高騰の影響から取引業者からの値上げのお知らせが届くほか交渉依頼が絶えず、報酬が上がらないなか厳しい経営が続いております。

近年、安定した法人経営を実現するための経営改善に着手しており、不採算の事業の廃止や遊休不動産の活用（グループホーム開設）を行ってまいりました。令和5年度も単独ショートステイの事業を廃止し、その不動産の売却を行いました。売却金は長期設備資金借入金の返済に充当し、今後の資金繰りの円滑化に努めました。每期確実に収支差額金を確保し、将来の建替費用や老朽化している設備修繕費の確保を図ってまいります。

2. 令和6年度の法人としての主たる取り組み

① 評議員会・理事会の開催と運営

評議員会

事業報告・決算報告・補正予算・事業計画・予算等

理事会

事業報告・決算報告・監事監査報告・理事長職務執行状況報告・評議員会招集
諸規程改定・補正予算・事業計画・予算等

② 財務管理の徹底と既存事業の収支改善

昨年度に引き続き、適正かつ公正な支出管理を推進するため、会計事務所による会計処理の点検を実施します。日々の資金管理に努め、経費の抑制を図ります。

在宅部門の稼働率の改善に注力し、収入の向上及び安定化に取り組むとともに大規模修繕や事業開発費などを含めた収支差額が確保できる体制を構築していきます。

そのために、結果が出せるスタッフの採用と異動も含めた人材活用を積極的に行います。経費の面では、事業所ごとに人員配置の適正化に努め、高止まりしている人件費比率の改善を図ります。

③ 経営管理体制の強化

平成30年度に設立した法人本部を中心とした経営体制の強化を図り、月1回開催の経営戦略会議と運営ミーティングを通じて、各事業所における業務執行に係る重要事項について、機動的・多角的に審議を行います。

④ 管理職の育成

介護の質やスタッフの力量、チームワークや稼働率が、それぞれの事業所のトップの資質に大きく依存する状況となっています。競合相手と利用者を奪い合う市場で事業の浮沈によって職員の将来が奪われる可能性もある状況の中で、的確に組織を管理運営する能力を求められる管理者については、一般職員とは別の教育を行い、スタッフを守る気概と能力のある人材を育成する必要があります。

⑤ 介護人材の確保・育成

昨今、少子化に加え一般企業の採用活性化及び物価高騰による人件費の見直しなど

で、介護職離れが加速しており、採用状況は極めて厳しくなっています。当法人としては、現状危機的状況にはないものの、楽観を許さない法人の重要な課題項目となっています。積極的なスピードある採用活動により、人員不足に陥らないよう注力し、人材の確保を図ります。将来的には外国人労働者の採用も検討課題であります。また、職員の処遇改善や適正な労務管理に努めるとともに、スキルアップを目指した研修に取り組むなど人材の定着のために職場環境の改善を進めます。

⑥ 介護報酬改定への対応と第9期介護保険事業計画の確認

令和6年度介護報酬改定の内容を精査し、より質の高いサービスを提供するためにも必要な加算を積極的に算定することで健全かつ安定した経営を維持していきます。今回の改定では介護職員処遇改善加算等の一本化が予定されており、現状の3つの加算の制度がどのように設計され統一されるのか、その全容の把握と適切な対応を行うことにより、職員の待遇改善を進めます。

令和6年度からスタートとなる第9期介護保険事業計画の内容について、その方向性の把握に努めます。

施設事業計画

幸富久荘

幸富久荘(特別養護老人ホーム)

1. 利用者及び家族、他事業所との信頼関係の構築
 - ① 利用者主体の介護サービスの提供を職員一人ひとりが心がけ、実行できるよう各職種が連携して業務にあたります。
 - ② 介護の質の向上を図り、家族が「幸富久荘に入所させてよかった。」と安心感を覚えるような雰囲気の良い施設づくりに取り組みます。
 - ③ 研修や会議を通して職員の接遇力向上を図ります。
2. 多様化する高齢者のニーズに対応できる施設づくり
 - ① 看護職員と協力医療機関等が連携し、適切な医療行為を提供するよう努めます。
 - ② 看護職員、介護職員、ケアマネージャー、相談員、機能訓練指導員、管理栄養士、協力医療機関等で連携し、チームとして利用者の希望に沿った取り組みを行います。
3. 風通しがよく職員が働きやすい職場づくり
職員間の意識の統一を図り、チームアプローチを実践し、連携の取れた風通しのよい職場環境づくりを行います。
4. 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に対するマニュアルの整備
上述マニュアルの整備、更新に取り組みます。
5. 稼働率の向上
 - ① ショートステイ(短期入所)等と連携し、入所待機者の確保に努めます。
 - ② 利用者が、医療機関へ入退院される際は医療機関や家族と相談し空床期間が生じないように努めます。
 - ③ 関係事業所に連携し、申込者の確保に取り組みます。
6. 災害時事業計画の策定
BCP(事業継続計画)を策定し、非常時の被害を最小化できるよう平時から周知を行います。

指定短期入所生活介護事業所 幸富久荘

1. 利用者及び家族、他事業所との信頼関係の構築
「幸富久荘になら泊りに行っても良い。」と利用者におっしゃっていただける施設となるよう、職員の介護の質を向上させ、利用者一人ひとりのニーズに合わせた支援を行います。

2. 「事故等なく安心して預けられる」と家族からも信頼される介護サービスの提供

他事業所、他職種との連携を密に図り「幸富久荘なら安心して利用者を紹介できる」と思われる施設づくりに取り組みます。

3. 他事業所との連携

入所(特別養護老人ホーム)等と連携し、利用者が安心できるサービス提供に努めます。

4. 稼働率の向上

スムーズなサービス受入につなげられるよう、関係各所との調整を行います。

指定通所介護事業所 幸富久荘

1. 運営

- ① 利用者が住み慣れた地域や生活環境で、可能な限り在宅生活を継続出来るよう援助を行い、地域から喜ばれ望まれるデイサービスを目指します。
- ② 利用者や家族のニーズを的確に捉え、意思及び人格を尊重した援助を行い、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

2. 目標

- ① 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所への連絡・情報共有を行い、より良い関係性構築に努め、皆様からご紹介いただけるようにアプローチします。
- ② 1日定員35名とし、利用稼働率75%以上を目指します。見学や1日体験利用などにも迅速に対応し、個々の希望に沿った対応を行い、利用者数の確保に努めます。
- ③ 施設内外の研修に参加し、職員のスキルアップに努めます。
- ④ 感染拡大防止策を徹底し、適切な対応が出来るよう研修を行い、安全に事業継続ができるよう努めます。
- ⑤ 世代間交流等の地域との関わりやボランティア活動については、今後の状況を鑑み、安心・安全に再開できるよう慎重に検討を進めます。

3. 生活相談と家族交流

- ① 利用者及び家族の相談に応じ、ケアマネージャーや多職種との連携を図り、在宅生活のサポートを行います。認知症高齢者に対しては、その人らしく過ごせるよう援助を行い、日々の変化する症状に対して、職員は専門知識をしっかりと持ち、支援を行います。
- ② 家族との連携は、送迎時や連絡ノートを通じて、ご利用中の様子や家庭での様子を相互に情報共有します。普段の状態をしっかりと把握し、身体面や心身面に変化がみられる場合には、連絡ノートに記入、また送迎時に申し送りをを行います。但し、緊急を要する場合は家族、ケアマネージャーとの連絡を速やかに行います。

4. 活動

- ① 季節行事やレクリエーション等、楽しんでいただけるようデイサービスとして、利用者の「行きたいところ」の一つとなるよう、明るい雰囲気の中で心地よく過ごしていただけるように丁寧な対応を心掛け、質の良いサービスを提供します。

指定訪問介護事業所 幸富久荘

訪問介護において「敬愛」「感謝」「真心」を大切に誠実な対応をします。

1. 利用者及び家族と信頼関係を築き、安心して在宅生活を継続頂けるよう支援します。
2. 他事業所と連携し、利用者の状態に合ったサービス提供ができるよう心がけます。必要な情報の伝達を行い健康管理に努めます。
3. 経験豊富なヘルパーが多い事業所ですが、初心にかえり1人ひとりが誠実な対応を行うよう心がけます。新人ヘルパー採用時には経験を活かし指導・助言・同行を行い、ヘルパーの育成に取り組みます。ヘルパーとしてのマナーを厳守し再確認します。
4. 今年度も引き続き感染症予防に取り組み、安心してサービスを提供できるようにしていきます。
5. 特定事業所加算(Ⅱ)の取得継続に努めます。

指定居宅介護支援事業所 幸富久荘

1. 居宅介護支援において法令を遵守し、基準に則した運営を行います。
 - ① 年2回事業所内で自己点検、ケアプラン点検を実施します。
 - ② 市町実施の集団指導、事業者連絡会等への参加。市町、地域包括支援センター等との連携強化に努めます。
2. ケアマネージャーとしての資質の向上を図り、質の高いケアマネジメントの提供に努めます。
 - ① 週1回居宅内会議を実施します。事業所内で相談しやすく、互いに切磋琢磨できる関係を築きます。
 - ② 各種研修・地域包括支援センター実施の事例検討会等への参加、他法人合同研修の企画・開催等に注力します。
3. 利用者及び家族、地域住民、地域包括支援センター、関連事業所との信頼関係の構築に努めます。
 - ① 共感・受容・感謝・尊厳の思いを常に持ち、誠実で丁寧な対応を心掛けます。

- ② 社会人としてのマナーを習得、再認識します。
- ③ 個人情報の適切な取扱い、管理を徹底します。

4. 法人事業所内との連携を図ります。

事業所責任者との連携を強化し、業務内容の改善方法等について検討を行い、状況に適した改革を図ります。

5. 稼働率を維持し、事業所の安定した運営を図ります。

- ① 人材育成に努め、地域の方、医療機関、地域包括支援センター等から信頼していただける事業所を目指すとともに、ネットワークの構築に努めます。
- ② 特定事業所加算(Ⅱ)の取得継続・各種加算の取得に努めます。

6. 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域住民・関連機関との繋がりを深めます。

地域ケア会議、民生委員・地域住民合同研修、地域活動（消防訓練等）への参加に努めます。

7. 感染症・災害への対応

- ① 感染症・災害発生時においても、関係機関との連携の下で必要な介護サービスが継続的に提供できるよう努めます。
- ② 事業継続計画に基づき、年1回以上の研修と現実に即した訓練を実施します。

ケアハウス幸富久荘

1. ケアハウス幸富久荘の理念である「気づき合い 認め合う 思いやる心と笑顔で」のもと、入所者の精神面・身体面の変化にいち早く気づけるよう日頃から声掛けを密に行い、明るくお元気で過ごしていただけるよう様々なサポートを行います。また、入所者が個々で外出する機会も多い為、感染症予防・対策に努めます。

① 食事

- ◎感染症予防など衛生面に配慮した食事提供に努めます。
- ◎関係性の良い座席配置となるよう調整します。

② 生活相談

- ◎相談しやすい雰囲気づくりを行います。
- ◎居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと入居者の仲介を図ります。

③ 入浴

- ◎掃除の行き届いたお風呂で気持ちよく入っていただけるよう取り組みます。
- ◎入浴見守りシステム等、安全に配慮した入浴環境の整備維持に取り組みます。

④ 健康管理

- ◎薬の管理が難しい方は、居宅療養管理指導のもと事業所でお預かりし、食事の際にお渡しするなどの対応を行います。

- ◎協力医療機関等への受診サポートを実施します。
- ◎環境整備：感染症予防等に努めた清掃と消毒を徹底します。

⑤ 行事

- ◎行事計画を作成し、変化のある生活を提供します。
 - ・3Fホールで映画鑑賞や脳トレ・体操等の室内で楽しめるレクリエーションを実施します。
 - ・音楽演奏・踊り・落語・カラオケ大会などのレクリエーションや移動スーパーやパンの販売など、様々な行事を実施します。

⑥ 緊急時体制

- ◎各居室や3F浴室には、緊急時ナースコールがついておりすぐに対応できる体制を確保しています。

2. ご家族との連携

密に連携を取り、正しい情報をお伝えできるよう取り組みます。

双葉グループ

地域密着型特養 ハピネス双葉

1. 事業運営の方針、収入の確保

- ① 介護保険報酬改定に伴い、基本となる報酬や各加算に変更があります。改定内容を正しく理解し、利用者及び利用者家族等に丁寧な説明を行い、それらに準じた健全な運営を実施します。収入の増収を目標とし前年度に引き続き稼働率 97%以上を目指します。
- ② 新たに運営の基準として設けられる事業継続計画（BCP）の検証訓練・見直し等、年間計画や各委員会に組み入れ、適正に運用していきます。
- ③ 入退所の手続等が、よりスムーズなものとなるよう利用者又は利用者家族の希望に添える対応を行い、空床期間の短縮に努めます。
- ④ 総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所との繋がりを強化し、待機者の確保に努めます。
- ⑤ 地域に開かれた施設として、利用者も地域の一員として受け止め、福祉に寄与していく取り組みを積極的に行なっていきます。
- ⑥ 個人情報についてはその目的や状態を問わず、個人情報の性格と重要性を認識し、個人情報保護法の規定並びに法人が定める個人情報保護規程に基づき漏洩のないように厳格な確保に努めます。
- ⑦ サービスを提供する上で必要となる事業所設備は、定期的な保守点検の実施や修理を行い、適切な環境整備に努めます。

- ⑧ ICT（情報通信技術）などの導入を検討し、生産性や労働環境の改善を意識しながらやりがいの持てる職場づくりを行います。

2. 職員育成と体制強化

- ① 「思いやり」「気づき」「学ぶ」「繋げる」力をつける。様々な事に思いやりを持って気づき、そこから学び、次に繋げる事のできる職員を育成します。
- ② 採用職員に対して基礎的な研修を実施することで、法人職員として就業することへの理解を深める機会を設けます。
- ③ 昨年度より、利用者に寄り添う時間の確保及び職員の負担軽減を目的に 24 時間いつでも視聴可能な動画による研修を導入しています。今後も、内容等を適宜見直し実施していきます。
- ④ 事業所間の異動、ユニット間の配置転換などを積極的に行い、介護リーダー、生活相談員、計画作成担当者等の管理職・専門職の育成に取り組みます。
- ⑤ 職員の資格取得に際し、継続して法人の資格取得支援制度の周知、活用を励行します。
- ⑥ 職員の育成をサービスの質・稼働率・利用率の向上に繋げ、財政基盤及び事業経営、運営体制の強化・安定を進めます。

3. 提供介護の質の向上

- ① 常に利用者の安全に配慮し、安心を感じてもらえる介護を目指します。
- （気づき）
- ・気づき、様子を観察、考え、行動し、次に何をしたらよいか学ぶ力を培います。
- （情報共有・多職種連携）
- ・情報の共有化を進め、介護方法の統一や多職種連携による疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。
- （介護事故の発生防止）
- ・インシデント（ヒヤリハット）の意識を高め、アクシデント事例があれば、適切に検証します。
- （認知症介護）
- ・行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安の解消に努めます。
 - ・安心できる生活環境と人間関係づくりに努めます。
 - ・異常行動・問題行動を起こす人としてではなく、援助を求め必要としている 1 人の人間としてとらえ、常にケアの在り方を考えます。
- （介護サービス計画）
- ・定期的にケース会議を開催し利用者個々の ADL・行動障害の内容を検討し、統一した処遇の徹底と課題や問題の解決に努めます。
 - ・その人らしい生活を援助するためのケアプランを作成します。
 - ・プランに沿った介護サービスを提供します。

(健康管理)

- ・利用者の身体的・精神的実態を的確に把握し、協力病院と必要に応じて連絡をとり、疾病予防、異常の兆候を早期に発見し、適切な処置に繋がります。
- ・定期健康診断、各種検査を行い、健康状態を把握します。
- ・法人や事業所にて定められたルールに基づいて各種感染症予防、発生時にはまん延予防対策を実施します。
- ・感染症発生時（クラスター時）の事業継続計画を全職員に周知し、まん延予防と多職種の動きについての訓練を実施します。

(身体拘束廃止)

- ・どのような行為が身体拘束にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努めます。
- ・原則、身体拘束にあたる介護は実施致しません。

(虐待防止)

- ・どのような行為が虐待にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努め、虐待防止に努めます。

(看取り介護)

- ・利用者の尊厳と利用者家族等の意思を尊重し、その人らしい終末を迎えられるよう努めます。
- ・多職種（嘱託医含む）が連携して、利用者1人ひとりが自分らしく穏やかに過ごしていただけるよう努めます。

(褥瘡予防)

- ・多職種（嘱託医含む）の連携により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・利用者のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。

(根拠と納得のある介護)

- ・アセスメントに基づく根拠と納得のある介護を進め、重度化の防止に努めます。

(防災計画)

- ・利用者の安全を保つため、防災対策・BCPを全職員が把握し、防災の未然防止を考えます。
- ・消防訓練、風水害訓練、その他自然災害発生時の対応についての訓練を実施します。

(防犯)

- ・利用者、職員の安全を確保するため、不審者対応の防犯訓練を実施します。
- ・防犯カメラ等、設備についても適切な管理を実施します。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善に取り組みます。

② 健康は食事から

- ・利用者が楽しみとしていただける食事の提供に努めます。

- ・口から食べることの大切さを共有し、口腔機能管理を進め、身体機能・生活の質の維持向上に努めます。
- ③ 自立を支援する
 - ・利用者の「自分はこう在りたい、こうしたい」という言葉に傾聴し、その実現に向けた支援を行います。
 - ・「自分でやる」機会を増やし、意欲の向上に繋がります。
- ④ 対応力の向上
 - ・職員側の視点だけでなく相手の状況を考え、困っている人、何かしらの助けを必要としている人に対して考え行動し、対応力が備わるよう努めます。

ショートステイ ハピネス双葉

1. 事業運営の方針、収入の確保

- ① 介護保険報酬改定に伴い、基本となる報酬や各加算に変更があります。改定内容を正しく理解し、利用者及び利用者家族等に丁寧な説明を行い、それらに準じた健全な運営を実施します。収入の増収を目標とし稼働率 80%以上を目指します。
- ② 新たに運営の基準として設けられる事業継続計画（BCP）の検証訓練・見直し等、年間計画や各委員会に組み入れ、適正に運用していきます。
- ③ 入退所の手続等が、よりスムーズなものとなるよう利用者又は利用者家族の希望に添える対応を行い、空床期間の短縮に努めます。
- ④ 総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所との繋がりを強化し、利用者の獲得に努めます。
- ⑤ 地域に開かれた施設として、利用者も地域の一員として受け止め、福祉に寄与していく取り組みを積極的に行なっていきます。
- ⑥ 個人情報についてはその目的や状態を問わず、個人情報の性格と重要性を認識し、個人情報保護法の規定並びに法人が定める個人情報保護規程に基づき漏洩のないように厳格な確保に努めます。
- ⑦ サービスを提供する上で必要となる事業所設備は、定期的な保守点検の実施や修理を行い、適切な環境整備に努めます。
- ⑧ ICT（情報通信技術）などの導入を検討し、生産性や労働環境の改善を意識しながらやりがいの持てる職場づくりを行います。

2. 職員育成と体制強化

- ① 「思いやり」「気づき」「学ぶ」「繋げる」力をつける。様々な事に思いやりを持って気づき、そこから学び、次に繋げる事のできる職員を育成します。
- ② 採用職員に対して基礎的な研修を実施することで、法人職員として就業することへの理解を深める機会を設けます。

- ③ 昨年度より、利用者に寄り添う時間の確保及び職員の負担軽減を目的に、24時間いつでも視聴可能な動画による研修を導入しています。今後も、内容等を適宜見直し実施していきます。
- ④ 事業所間の異動、ユニット間の配置転換などを積極的に行い、介護リーダー、生活相談員等の専門職の育成に取り組みます。
- ⑤ 職員の資格取得に際し、継続して法人の資格取得支援制度の周知、活用を励行します。
- ⑥ 職員の育成をサービスの質・稼働率・利用率の向上に繋げ、財政基盤及び事業経営、運営体制の強化・安定を進めます。

3. 提供介護の質の向上

- ① 常に利用者の安全に配慮し、安心を感じてもらえる介護を目指します。
 - (気づき)
 - ・気づき、様子を観察、考え、行動し、次に何をしたらよいか学ぶ力を培います。
 - (情報共有・多職種連携)
 - ・情報の共有化を進め、介護方法の統一や多職種連携による疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。
 - (介護事故の発生防止)
 - ・インシデント（ヒヤリハット）の意識を高め、アクシデント事例があれば、適切に検証します。
 - (認知症介護)
 - ・行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安の解消に努めます。
 - ・安心できる生活環境と人間関係づくりに努めます。
 - ・異常行動・問題行動を起こす人としてではなく、援助を求め必要としている1人の人間としてとらえ、常にケアの在り方を考えます。
 - (介護サービス計画)
 - ・担当ケアマネージャーの作成する計画に沿った介護サービスを提供します。
 - ・定期的開催される担当者会議に参加し、利用者個々のADL・行動障害の内容を検討し、統一した処遇の徹底と課題や問題の解決に努めます。
 - (健康管理)
 - ・利用者の身体的・精神的実態を的確に把握し、必要に応じて担当ケアマネージャーや主治医等と連絡を取り、疾病予防、異常の兆候を早期に発見し、適切な処置に繋がります。
 - ・法人や事業所にて定められたルールに基づいて各種感染症予防、発生時にはまん延予防対策を実施します。
 - ・感染症発生時（クラスター時）の事業継続計画を全職員に周知し、まん延予防と多職種の動きについての訓練を実施します。

(身体拘束廃止)

- ・どのような行為が身体拘束にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努めます。
- ・原則、身体拘束にあたる介護は実施致しません。

(虐待防止)

- ・どのような行為が虐待にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努め、虐待防止に努めます。

(褥瘡予防)

- ・多職種（嘱託医含む）の連携により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・利用者のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。

(根拠と納得のある介護)

- ・アセスメントに基づく根拠と納得のある介護を進め、重度化の防止に努めます。

(防災計画)

- ・利用者の安全を保つため、防災対策・BCPを全職員が把握し、防災の未然防止を考えます。
- ・消防訓練、風水害訓練、その他自然災害発生時の対応についての訓練を実施します。

(防犯)

- ・利用者、職員の安全を確保するため、不審者対応の防犯訓練を実施します。
- ・防犯カメラ等、設備についても適切な管理を実施します。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善に取り組みます。

② 健康は食事から

- ・利用者が楽しみとしていただける食事の提供に努めます。
- ・口から食べることの大切さを共有し、口腔機能管理を進め、身体機能・生活の質の維持向上に努めます。

③ 自立を支援する

- ・利用者の「自分はこう在りたい、こうしたい」という言葉に傾聴し、その実現に向けた支援を行います。
- ・「自分でやる」機会を増やし、意欲の向上に繋がります。

④ 対応力の向上

- ・職員側の視点だけでなく相手の状況を考え、困っている人、何かしらの助けを必要としている人に対して考え行動し、対応力が備わるよう努めます。

グループホーム せと家

1. 事業運営の方針、収入の確保

- ① 介護保険報酬改定に伴い、基本となる報酬や各加算に変更があります。改定内容を正しく理解し、利用者及び利用者家族等に丁寧な説明を行い、それらに準じた健全な運営を実施します。収入の増収を目標とし前年度に引き続き稼働率 96%以上を目指します。
- ② 新たに運営の基準として設けられる事業継続計画（BCP）の検証訓練・見直し等、年間計画や各委員会に組み入れ、適正に運用していきます。
- ③ 入退所の手続等が、よりスムーズなものとなるよう利用者又は利用者家族の希望に添える対応を行い、空床期間の短縮に努めます。
- ④ 総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所との繋がりを強化し、待機者の確保に努めます。
- ⑤ 地域に開かれた施設として、利用者も地域の一員として受け止め、福祉に寄与していく取り組みを積極的に行なっていきます。
- ⑥ 個人情報についてはその目的や状態を問わず、個人情報の性格と重要性を認識し、個人情報保護法の規定並びに法人が定める個人情報保護規程に基づき漏洩のないように厳格な確保に努めます。
- ⑦ サービスを提供する上で必要となる事業所設備は、定期的な保守点検の実施や修理を行い、適切な環境整備に努めます。
- ⑧ ICT（情報通信技術）などの導入を検討し、生産性や労働環境の改善を意識しながらやりがいの持てる職場づくりを行います。

2. 職員育成と体制強化

- ① 「思いやり」「気づき」「学ぶ」「繋げる」力をつける。様々な事に思いやりを持って気づき、そこから学び、次に繋げる事のできる職員を育成します。
- ② 利用者に寄り添う時間の確保及び職員の負担軽減を目的に、24時間いつでも視聴可能な動画による研修を導入しています。今後も、内容等を適宜見直し実施していきます。
- ③ ユニット間の配置転換などを積極的に行い、全職員がユーティリティな人材に成長できるように努めます。
- ④ 職員の資格取得に際し、継続して法人の資格取得支援制度の周知、活用を励行します。
- ⑤ 職員の育成をサービスの質・稼働率・利用率の向上に繋げ、財政基盤及び事業経営、運営体制の強化・安定を進めます。

3. 提供介護の質の向上

- ① 常に利用者の安全に配慮し安心を感じてもらえる介護を目指します。

(気づき)

- ・気づき、様子を観察、考え、行動し、次に何をしたらよいか学ぶ力を培います。

(情報共有・多職種連携)

- ・情報の共有化を進め、介護方法の統一や多職種連携による疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。

(介護事故の発生防止)

- ・インシデント（ヒヤリハット）の意識を高め、アクシデント事例があれば、適切に検証し、リスクマネジメントに活かします。

(認知症介護)

- ・行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安の解消に努めます。
- ・安心できる生活環境と人間関係づくりに努めます。
- ・異常行動・問題行動を起こす人としてではなく、援助を求め必要としている1人の人間としてとらえ、常にケアの在り方を考えます。

(介護サービス計画)

- ・定期的にケース会議を開催し利用者個々のADL・行動障害の内容を検討し、統一した処遇の徹底と課題や問題の解決に努めます。
- ・その人らしい生活を援助するためのケアプランを作成します。

(健康管理)

- ・利用者の身体的・精神的実態を的確に把握し、必要に応じて協力病院・訪問看護事業に連絡をとり、疾病予防、異常の兆候を早期に発見し、適切な処置に繋がります。
- ・必要に応じて各種検査を行い、健康状態を把握します。
- ・法人や事業所にて定められたルールに基づいて各種感染症予防、発生時にはまん延予防対策を実施します。
- ・感染症発生時（クラスター時）の事業継続計画を全職員に周知し、まん延予防と多職種の動きについての訓練を実施します。

(身体拘束廃止)

- ・どのような行為が身体拘束にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努めます。
- ・原則、身体拘束にあたる介護は実施致しません。

(虐待防止)

- ・どのような行為が虐待にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努め、虐待防止に努めます。

(褥瘡予防)

- ・多職種の連携により、予防・早期発見・早期治療に努めます。

(生活環境)

- ・利用者のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。

(根拠と納得のある介護)

- ・アセスメントに基づく根拠と納得のある介護を進め、重度化の防止に努めます。

(防災計画)

- ・利用者の安全を保つため、防災対策・BCPを全職員が把握し、防災の未然防止を考えます。
- ・消防訓練、風水害訓練、その他自然災害発生時の対応についての訓練を実施します。

(防犯)

- ・利用者、職員の安全を確保するため、不審者対応の防犯訓練を実施します。
- ・防犯カメラ等、設備についても適切な管理を実施します。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善に取り組みます。

② 健康は食事から

- ・利用者が楽しみとしていただける食事の提供に努めます。
- ・口から食べることの大切さを共有し、口腔機能管理を進め、身体機能・生活の質の維持向上に努めます。

③ 自立を支援する

- ・利用者の「自分はこう在りたい、こうしたい」という言葉に傾聴し、その実現に向けた支援を行います。
- ・「自分でやる」機会を増やし、意欲の向上に繋がります。

④ 対応力の向上

- ・職員側の視点だけでなく相手の状況を考え、困っている人、何かしらの助けを必要としている人に対して考え行動し、対応力が備わるよう努めます。

さや家グループ共通方針

(ハピネスさや家、グループホームさわや家、グループホームはぶやま)

1. 健全運営

介護保険制度に準じた健全な運営を実施していきます。その中で利用希望者に対して適切で円滑な支援を行います。安定した収入の確保に繋がるよう、可能な限り空床期間を減らし、待機者の確保に努めます。引き続き、職員研修の内容も見直しながら充実を図ります。

2. 人材確保・育成・体制強化

新たな人材の確保が難しい昨今、人員不足の要因となる離職を抑えるためにも、業務の効率化や負担軽減などに努め、働きやすい環境づくりに注力していきます。

新人職員及び中途採用職員に対し、法人職員としての基礎研修を継続して実施します。研修講師も、中・長期的な視点で後任の育成を計画的に進めます。職員に対して資格取得支援制度の周知を図り、活用を励行します。事業所運営に貢献できる有資格者を計画的に育成し、体制の強化に繋がります。

3. サービスの質の向上

利用者の安全に配慮し適切な介護を提供する必要がある中で、基本である認知症への理解に注力します。また、介護事故に対するリスクマネジメントも重要であることから、事故発生時にどのような行動を優先して対処するか、動画研修や職員ミーティングの機会を活用し年間を通して教育します。

4. 感染症対策の徹底

感染症に罹患すると、生命に関わるリスクの高い高齢者に接する業務に従事する職種であることを心掛け、日々責任ある行動に取り組みます。

5. 地域貢献

さや家グループ（ハピネスさや家、グループホームさわや家、グループホームはぶやま）の3事業所はすべて地域密着型サービスに位置付けられており、地域貢献活動も大切となります。様々な関わりのある中で、地域行事や地域自主防災組織との良好な相互関係の継続に努めて参ります。

地域密着型介護老人福祉施設 ハピネスさや家

1. 健全運営

- ① 介護保険制度に準じた健全な運営に努めます。利用希望者に対して適切で円滑な支援を行い、安定した収入に繋がります。また、待機者の確保も引き続き取り組みます。施設設備等ハード面の充実に向け、計画的にメンテナンスを含めた整備を行います。

◎目標として稼働率98%を目指します。

- ・入居申込者を獲得するため、直接の問合せに対しては速やかに応対し説明するなど誠意と機動力のある対応を行います。
- ・総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所への定期的な営業を継続し、空床期間の短縮に努めます。
- ・事業所利用者が心地よい住環境で生活が送れ、職員が働きやすい環境となるようICT化を推進します。

- ② 義務化されている職員研修を、計画的に実施します。

◎実施内容（eラーニング継続：詳細は別に定める 令和6年度研修計画 参照）

- ・前年度の内容と大きく違いはありませんが、繰り返し学習を行い正しい知識を各職員が習得できるよう努めます。

③ 法令、各種規程を遵守します。

◎運営（人員、設備、加算要件等）について毎月の管理を行いつつ、令和6年4月から適用される介護保険制度改正のポイントを理解し、法令遵守に努めます。

- ・常に人員管理を行い法人本部と連携し、人員体制の遵守に努めます。
- ・重要な施設設備は、定期的な保守点検及び自主点検を行い適切に管理します。

2. 人材確保・育成・体制強化

① 新人職員及び中途採用職員に対し、基礎研修を実施することにより法人職員として就業するということへの理解と意識付けを行います。

◎新人職員研修の実施

- ・令和6年4月1日 入社式（各施設・事業所 見学）
- ・令和6年4月2日～ 新人職員研修（講義・演習・現場実習） 計29日間

② 組織の成長と事業所運営に貢献できる有資格者を計画的に育成し、体制の強化に繋がります。

◎職員に対し、資格支援取得制度の更なる周知及び活用を励行します。

- ・資格取得に際し、必要な過程が解らない職員もいることから法人がどのような支援ができるか希望職員に対して丁寧な説明を行います。
- ・受験（試験）要件を満たす職員と面談の機会を持ち、各々の今後の仕事に対する気持ちの把握に努めます。
- ・事業継続に必須である施設基準に関わる有資格者の人員配置は、後任を選任、育成しながら必要な研修受講を支援します。

3. サービスの質の向上

① 個々の職員がスキルアップを目指し、チームケアの充実に繋がります。

◎多職種間の連携強化のため、個々が役割と職責を全うします。

- ・役割で定めた内容は担当者が責任を持ち担います。
- ・職員個人の力量に偏らず、学び合い、助け合える職場環境を目指します。

② 利用者の安全に配慮し適切な介護を提供するため、更なる認知症への理解を重要課題として研修及び周知に取り組みます。

- ・動画研修や職員ミーティングの機会を活用し理解を深めます。

4. 感染症対策の徹底

◎基本的な感染予防対策を徹底します。感染症の状況に合わせ、法人が定めるルールに従い事業を継続します。

- ・個々の職員が、体調の自己管理を行い出勤時に健康チェックを実施します。
- ・利用者の日々の健康管理、住環境に十分に配慮します。
- ・感染リスクの高い行動をとらないよう努めます。

- ・利用者と接する際は、適切なスタンダード・プリコーション（標準予防策）を実施します。

5. 地域との良好な相互関係の継続

- ◎新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症へ移行されたことに伴い、感染状況等を鑑みながら可能な範囲で活動を再開していきます。
 - ・感染対策を徹底した上での事業所運営継続が一番の地域貢献であると考え、地域との交流活動や従来実施していた外部との関わりは、法人が定めるルールに従い実施します。
 - ・運営推進会議は対面開催を基本とし、事業所の活動状況を出席者と共有していきます。クラスターの発生など、やむを得ない事情で開催が困難な場合は、松山市と相談しながら適切に対処していきます。
 - ・町内会と施設の交流のシンボルとして、共同で植栽していた花壇（真情ガーデン）の活動を通して、地域住民と入居者および職員の交流を続けていきます。

グループホームさわや家

1. 健全運営

- ① 入居希望者が速やかに入居できる支援を実施し、安定した収入を確保することを目指します。また、待機者の確保を重点に発信力の強化を継続していきます。

◎目標として稼働率98%を目指します。

- ・入居申込者を獲得するため、直接の問合せに対しては速やかに応対し説明するなど誠意と機動力のある対応を行います。
- ・総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所への定期的な営業を継続し、空床期間の短縮に努めます。

- ② 義務化されている職員研修を計画に沿って実施します。

◎実施内容（eラーニング継続：詳細は別に定める 令和6年度研修計画 参照）

- ・前年度の内容と大きく違いはありませんが、繰り返し学習を行い正しい知識を各職員が習得できるよう努めます。

- ③ 法令、各種規程を遵守します。

◎運営（人員、設備、加算要件等）について毎月の管理を行いつつ、令和6年4月から適用される介護保険制度改正のポイントを理解し、法令遵守に努めます。

- ・常に人員管理を行い法人本部と連携し、人員体制の遵守に努めます。
- ・重要な施設設備は、定期的な保守点検及び自主点検を行い適切に管理します。

2. 人材確保・育成・体制強化、サービスの質の向上

- ① 組織の成長と事業所運営に貢献できる有資格者を計画的に育成し、体制の強化に繋がります。

◎介護現場にて核となる人材を育成します。

- ・介護リーダーや計画作成担当者等を担える人材を育成します。
- ・適任者を選び事業所間での異動も視野に入れながら計画的な人員配置を行います。

② 個々の職員がスキルアップを目指し、チームケアの充実に繋がります。

◎多職種間の連携強化のため、個々が役割と職責を全うします。

- ・役割で定めた内容は担当者が責任を持ち担います。
 - ・職員個人の力量に偏らず、学び合い、助け合える職場環境を目指します。
- 利用者の安全に配慮し適切な介護を提供するため、更なる認知症への理解を重要課題として研修及び周知に取り組みます。
- ・動画研修や職員ミーティングの機会を活用し理解を深めます。

3. 地域との良好な相互関係の継続

◎新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症へ移行されたことに伴い、感染状況等を鑑みながら可能な範囲で活動を再開していきます。

- ・感染対策を徹底した上での事業所運営継続が一番の地域貢献であると考え、地域との交流活動や従来実施していた外部との関わりは、法人が定めるルールに従い実施します。
- ・運営推進会議は対面開催を基本とし、事業所の活動状況を出席者と共有していきます。クラスターの発生など、やむを得ない事情で開催が困難な場合は、松山市と相談しながら適切に対処していきます。
- ・町内会と施設の交流のシンボルとして、共同で植栽していた花壇（真情ガーデン）の活動を通して、地域住民と入居者および職員の交流を続けていきます。

4. 感染症対策の徹底

◎基本的な感染予防対策を徹底します。感染症の状況に合わせ、法人が定めるルールに従い事業を継続します。

- ・個々の職員が、体調の自己管理を行い出勤時に健康チェックを実施します。
- ・利用者の日々の健康管理、住環境に十分に配慮します。
- ・感染リスクの高い行動をとらないよう努めます。
- ・利用者と接する際は、適切なスタンダード・プリコーション（標準予防策）を実施します。

グループホームはぶやま

1. 健全運営

① 入居希望者が速やかに入居できる支援を実施し、安定した収入を確保することを目指します。また、待機者の確保を重点に発信力の強化を継続していきます。

◎目標として稼働率 98%を目指します。

- ・入居申込者を獲得するため、直接の問合せに対しては速やかに応対し説明するなど誠意と機動力のある対応を行います。
- ・総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所への定期的な営業を継続し、空床期間の短縮に努めます。

② 義務化されている職員研修を計画に沿って実施します。

◎実施内容

- ・身体拘束（年 2 回）
 - ・虐待防止（年 2 回）
 - ・感染症予防及びまん延防止（年 2 回）
 - ・感染症対策訓練（年 2 回）
 - ・消防避難訓練（昼間・夜間想定(年 1 回ずつ)）※ 1 回は自然災害による火災を想定
 - ・風水害避難訓練（年 1 回）
- * その他、事故防止についても必要に応じ、実施します。

③ 法令、各種規程を遵守します。

◎運営（人員、設備、加算要件等）について毎月の管理を行いつつ、令和 6 年 4 月から適用される介護保険制度改正のポイントを理解し、法令遵守に努めます。

- ・常に人員管理を行い法人本部と連携し、人員体制の遵守に努めます。
- ・重要な施設設備は、定期的な保守点検及び自主点検を行い適切に管理します。

2. 人材確保・育成・体制強化

① 組織の成長と事業所運営に貢献できる有資格者を計画的に育成し、体制の強化に繋がります。

◎有資格者を増やす取り組みを行います。

- ・介護福祉士資格保有職員が少ないため取得を励行し、人員基準に関する上位加算を算定できるよう育成に注力します。

② 個々の職員がスキルアップを目指し、チームケアの充実に繋がります。

◎多職種間の連携強化のため、個々が役割と職責を全うします。

- ・役割で定めた内容は担当者が責任を持ち担います。
- ・職員個人の力量に偏らず、学び合い、助け合える職場環境を目指します。

③ 利用者の安全に配慮し適切な介護を提供するため、更なる認知症への理解を重要課題として研修及び周知に取り組みます。

- ・定期的に職員ミーティング及び勉強会を実施します。

3. 地域との良好な相互関係の継続

◎新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 5 類感染症へ移行されたことに伴い、感染状況等を鑑みながら可能な範囲で活動を再開していきます。

- ・感染対策を徹底した上での事業所運営継続が一番の地域貢献であると考え、地域との交流活動や従来実施していた外部との関わりは、法人が定めるルールに従い実施します。
- ・運営推進会議は対面開催を基本とし、事業所の活動状況を出席者と共有していきます。クラスターの発生など、やむを得ない事情で開催が困難な場合は、松山市と相談しながら適切に対処していきます。
- ・町内会と共同で地域貢献となるような地域交流の取り組みを計画します。

4. 感染症対策の徹底

◎基本的な感染予防対策を徹底します。

- ・個々の職員が、体調の自己管理を行い出勤時に健康チェックを実施します。
- ・利用者の日々の健康管理、住環境に十分に配慮します。
- ・感染リスクの高い行動をとらないよう努めます。
- ・利用者と接する際は、適切なスタンダード・プリコーション（標準予防策）を実施します。

松山市地域包括支援センター味酒・清水

松山市より3年契約で受託している地域包括支援センター味酒・清水の運営業務（令和4年度～6年度）も最終年度を迎えましたが、引き続き利用者目線に立ちきめ細やかな対応を心がけていきます。

当センターは、松山市からの受託業務である包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務など）及び認知症総合支援事業と松山市から指定を受けて行う指定介護予防支援事業（介護保険における介護予防サービス）を主たる業務としています。いずれの業務も松山市より受託又は指定を受けて行う公的な業務であることを職員一人ひとりが常に念頭に置き、公平・公正な視点に立ち責任感を持って活動します。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」になったことから、今年度は、地域住民を対象とした出前講座などのアウトリーチ活動や圏域の介護サービス事業者を対象とした研修会などを積極的に開催していきます。さらに、ICT機器を使った会議や研修会も併用するなど、参加機会の拡大にも取り組みます。

また、今年度からはBCP（業務継続計画）を策定し、災害発生時や感染症発生時に備えて定期的に研修や訓練を実施することで、非常時においてもセンターが継続して運営できるよう努めます。

最後に、次期（令和7年度～9年度）3年間の地域包括支援センター味酒・清水の運営業務については、今年度に予定されている公募型プロポーザル方式による運営業務委託募集に応募し、引き続き業務を受託できるよう提案書を作成します。

1. 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

圏域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健、医療、福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる支援を行います。

② 権利擁護業務

圏域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

圏域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援するため、地域における他職種(主治医・介護支援専門員・地域の関係機関・在宅・施設等)相互の協働連携体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

④ 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて利用者自らの選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

また、要支援・要介護状態になる可能性がある高齢者の運動機能や栄養状態及び認知機能の向上を目的として、住み慣れた地域で自立した生活ができる限り長く続けられるよう、民生委員や町内会と連携し、圏域の高齢者の集いの場づくりを目指します。

2. 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況及び生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を策定するとともに、その計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連携調整等を行います。また、介護保険制度によるサービス提供の提案だけでなく、地域の社会資源を活用することができるように各種団体との連携を図ります。

3. 認知症総合支援事業

① 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のより良い環境の中で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の状態に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行う関係者が連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図ります。

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を整備し、その運営を支援します。

4. その他

① 地域包括支援センターの周知・広報活動

地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを周知するため、住民が集まる場所での広報活動、各種関係団体へのアプローチを継続します。

② 地域課題の抽出・分析

各種関係団体（公的機関・地域社会資源等）と継続的に連携して地域課題の洗い出しを行い、解決に向け協働できる体制を整えます。

③ 介護教室等の開催

介護知識及び技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を目的として介護教室を開催します。また、高齢者が自らの健康増進や介護予防についての意識を持つための取り組みを支援します。

④ 圏域サービス提供事業所との連携

各専門職が中心となり研修会・連絡会を開催し、事業所の職員に対し知識の向上を図るとともに事業所間の連携強化を図ります。

⑤ 認知症に関する理解と啓発

地域住民に対して、認知症についての理解や対応についての啓発活動を継続的に行い、早期発見や早期対応に繋がります。

5. 職員の資質向上

職員一人ひとりが、専門職として業務遂行能力のスキルアップを目指し、外部研修等に積極的に参加し知識・技術の向上を図るとともに、他機関を含めたチームアプローチの強化に努めます。また、事業所内の研修会も積極的に行い、支援技術の向上と情報の共有に努めます。